

## 空き家バンク制度について

### ○趣旨

空き家等に関する情報を発信することにより、空き家等の活用及び流通を図り、もって居住支援の充実を図るとともに、地域の活性化を促進することを目的とします。

### ○設置及び運営方法

空き家バンクの設置、空き家の募集や空き家情報の発信は市が行いますが、売買や賃貸に係る契約行為や交渉については、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部と協定を結び執り行ってもらいます。

### ○登録対象

市内の建築物（主に居住を目的として建築されたもの）及びその敷地、並びに住宅用地として使用することが法令上認められた土地を対象とします。

### ○名張中古住宅流通促進協議会との連携

名張中古住宅流通促進協議会は、空き家バンクの登録の申し込みがあった場合に現地調査に赴くとともに、所在地の地域情報を聞き取りし、入居希望者に地域の特徴や区費・自治会費、慣習や年間行事、清掃作業、草刈等の情報を提供します。また、地域や各種団体と連携し、登録物件の掘り起こしを行うとともに、イベントの開催など空き家バンクの活用促進に資する活動を企画・運営します。

### 空き家バンクの仕組み

